

# 住宅宿泊事業法施行後の状況

## 区の方針

住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、  
区民の生活環境への悪影響を防止していきます。

### 【法施行前】

#### ▼区民からの意見

- ・突如として、営業が始まった。
- ・ごみの収集日や収集場所が守られていない。
- ・たばこの不始末や調理器具、暖房器具の不適切な使用による火事が心配。



#### 《区民からの意見を条例等に反映させた事項》

- ・近隣住民への事前周知
- ・ごみの出し方等を区と協議
- ・消防署への事前相談
- ・建物の安全性の確認
- ・住宅の現地確認

#### 規制改革推進会議の意見等

住宅宿泊事業の届出の現状を踏まえ、早急に対応策を講じるべき

#### [主な指摘事項]

- ・条例の上乗せ規制
- ・不必要又は過剰な添付書類
- ・事前の立入検査
- ・事前相談の義務化
- ・安全措置に係るチェックリストへの建築士の署名



### 【法施行後】

「事前説明の文書が投函されたことにより、民泊を始めることが分かった」という意見がある一方、「届出住宅のごみが一般ごみとして捨てられている」などの苦情が依然として多い。

区民の生活環境を守るためには、条例等に則った対応を引き続き行っていくことが必要である。